

今治市難聴者補聴器購入費助成事業のご案内

今治市では、令和8年4月1日より下記要件を満たす方に補聴器購入費用の一部を助成します（上限3万円）。

◆要件

- ・市内に住所を有する**満18歳以上**の方
- ・聴覚障害による**身体障害者手帳が交付されていない**こと
- ・両耳聴力が30デシベル以上の方で、**耳鼻咽喉科の医師により補聴器の必要性が認められている**こと
- ・**市民税非課税世帯**であること。
- ・交付対象者が**市税を滞納していない**こと。

◆助成対象

- ・医師の意見書に基づき、購入した補聴器【本体及び付属品（電池・イヤモールド）】

◆注意事項

- ※集音器や助音器など、補聴器以外の機器や故障時の修理、メンテナンス費用などは助成の対象外です。
- ※耳鼻咽喉科への受診・検査費用・文書料などは自己負担となります。
- ※購入日の翌日から起算して1年以内に申請してください。
- ※交付決定日から5年を経過するまで再度の申請はできません。

申請期間：令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

手続きの流れ

① 市役所 福祉政策課に相談



補助対象の要件を確認し、対象になる方に申請書兼請求書をお渡しします。

② 耳鼻咽喉科を受診



耳鼻咽喉科にて補聴器の必要性が認められた場合、申請書兼請求書の『医師の意見書』欄への記入を医師にご依頼ください。

③ 補聴器を購入



購入者（申請者）の氏名、購入日、購入金額、購入品名、発行者（購入店舗）の名称及び所在地のわかる領収書を受け取ってください。

④ 市役所 福祉政策課に申請



申請書兼請求書と領収書を提出してください。（記入漏れがないかご確認ください）

⑤ 助成金を振り込みます

審査後、交付決定兼確定通知書を送付します。その後、およそ1～2カ月程度で、指定口座へお振込みします。

問合先：今治市役所 福祉政策課

- ・所在地 今治市別宮町一丁目4番地1 今治市役所第1別館5階
- ・電話番号 0898-36-1525